

## 狂犬病について一言



(社)埼玉県獣医師会さいたま市支部  
副支部長  
動物行政担当委員会委員長  
さいたま市狂犬病予防協会会長

増 田 淳

狂犬病について、ここで改めて述べるまでもなく、感染すれば必ず死に至る大変恐ろしい病気です。現在にあっても、世界で1年間に5～6万人が狂犬病により死亡しています。

日本での狂犬病の流行が記録されているのは、18世紀以降であります。第2次世界大戦後で見ますと、1950年に狂犬病流行のピークを迎え、狂犬病の犬の数は関東地方を中心に867頭と膨れ上がりました。しかし、1950年8月、原田衆議院議員らを中心とした議員立法として、「狂犬病予防法」が制定され、より一層、狂犬病撲滅に力が注がれました。その努力の結果、1957年には全国での狂犬病発生がゼロとなりました。



しかし、近年においては、近隣の韓国で、1999年5月に人が狂犬病により死亡しております。日本にあても、2年ほど前の年末に、フィリピンで犬に咬まれた方が、帰国後、日本国内において狂犬病を発症し2名の方が死亡しています。

狂犬病は発生タイプから大きく2つに分類されます。都市型と森林型です。言うまでもなく、都市型とは人にかかわる動物からの感染であり、森林型は多くは野生動物ということになります。日本国内におきましては現在狂犬病が確認されていませんが、不幸なことに管理の不手際から逃亡したとしましょう。日本の森林において狂犬病が広まっていく輪が見えませんか。近年、アライグマなどの外来生物が野外において勢力を広げています。この状態と狂犬病をリンクすることは誰もが考えることではないでしょうか。

最後に、「犬への狂犬病予防注射」は「人への狂犬病蔓延の予防」であることを肝に命じて下さい。そして狂犬病が発生していないからこそこの予防注射の意味があることをご理解下さい。



法律で接種が義務づけられているとかではなく人命を考えた場合、おのずから犬を飼えば狂犬病の予防注射をしなくてはと思われると思います。

獣医師増田淳先生は、さいたま市における動物行政で  
識者として活躍され、私達動物愛護団体への理解と協力を  
お寄せくださっております。